

船舶等修繕製造共通仕様書

令和8年5月改訂

新旧対比表

大阪港湾局

項	行または項目	改訂	現行	主な説明
表紙	—	令和8年5月	令和3年4月	改訂
目次	—	(改訂に合わせ、項目、ページ数の修正)	—	改訂
奥付	—	令和3年 4月 改訂 令和8年 5月 改訂 電話 06(6615) 7806	令和3年4月 改訂 電話 06(6615) 7837	改訂

項	行または項目	改訂	現行	主な説明
1-1	第1節 総則 1-1-1 適用	4. 設計図書はSI単位を使用するものとする。なお、SI単位と非SI単位が併記されている場合は()内を非SI単位とする。	—	一部追記
1-1~2	第1節 総則 1-1-2 用語の定義	1. 「発注者」とは、… 2. 「受注者」とは、… 7. 「共通仕様書」とは、… 11. 「監督職員」とは、…なお、製造契約書における「監督職員」も同様とする。 (1) 監督職員～(3)監督職員補助者 13. 「提出」とは、… 14. 「提示」とは、… 15. 「報告」とは、… 16. 「通知」とは、… 20. 「確認」とは、… 23. 「書面」とは、	—	一部追記
1-2~3	第1節 総則 1-1-3 設計図書の照査等	1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図、又は複写した図面等(電子情報を含む。)を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。 2. 受注者は、施工前及び施工中に、自らの負担により次に掲げる要件に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。 (1) 図面、仕様書、現場(机上)説明書及び質疑・回答書が一致しないこと。 (これらの優先順位が定められている場合を除く。) (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。 (3) 設計図書の表示が明確でないこと。 (4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。 なお、確認できる資料とは、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、それに従わなければならない。 3. 受注者は、この契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督職員の承諾無くして第三者に使用させ又は伝達してはならない。	1-1-7 一般的注意 受注者は、契約締結後疑義が生じた場合は協議を行うこと。また、監督職員の指示に従い、誠実に施工すること。 1-1-9 設計変更 1. 受注者は、修繕施工中に不良箇所が発見された場合、監督職員に報告のうえ、指示に従わなければならない。	一部追記
1-3	第1節 総則 1-1-4 修繕費用内訳明細書及び工程表の提出	受注者は、修繕及び製造契約書第1条第4項(総則)の規定により「修繕費用内訳明細書」及び「工程表」を共通仕様書「提出書類の様式」に掲載する所定の提出様式(以下「所定様式」という。)により作成し、この契約締結後21日以内に発注者に提出しなければならない。	—	項目追加

項	行または項目	改訂	現行	主な説明
1-3	第1節 総則 1-1-5 施工計画書	同右を削除	1-1-13施工計画 3. <u>(4)指定機械</u> <u>(6)主要資材</u> <u>(11)交通管理</u> <u>(13)再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</u> <u>(15)仮設構造物計画</u> <u>(16)仮設備計画</u>	一部削除
1-4	第1節 総則 1-1-6 監督職員	1. 当該修繕における監督職員の権限は、修繕契約書第14条第2項(監督職員)に規定した事項とする。また、本市職員も同様の権限を有するものであり、受注者は、本市職員から指示等を受けた場合は、これに従わなければならない。 2. 監督職員がその権限を行使する場合は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合及びその他の理由により監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行った場合、受注者はその指示等に従うものとし、後日、書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。	-	項目追加
1-4	第1節 総則 1-1-7 修繕用地等の使用	1. 受注者は、発注者から修繕用地等の提供を受けた場合、善良な管理者の注意を持って維持・管理しなければならない。 2. 受注者は、自らの都合により修繕の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収した場合、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。 3. 受注者は、本条第1項に規定した修繕用地等の使用終了後は、設計図書の内容又は監督職員の指示に従い復旧のうえ、直ちに発注者に返還しなければならない。修繕の完成前に発注者が返還を要求した場合も遅延なく発注者に返還しなければならない。 4. 発注者は、受注者が本条第1項に規定した修繕用地等の復旧の義務を履行しない場合、受注者の費用負担で発注者自ら復旧することができるものとし、その費用は、受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。 5. 受注者は、船舶等の修繕のため工場等に引取る場合は、修繕契約書第11条(修繕のための引取り)の規程に基づき、監督職員と立会のもとに船舶等を確認のうえ、「預かり証」を所定様式により作成し監督職員に提出しなければならない。	-	項目追加
1-4	第1節 総則 1-1-9 修繕の着手	受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別な事情がない限り、速やかに修繕に着手しなければならない。(着手とは、修繕のために監督職員が承諾した行為を開始することをいい、詳細設計を含む修繕にあってはそれを含む。)	-	項目追加

項	行または項目	改訂	現行	主な説明
1-4~5	第1節 総則 1-1-10 設計及び施工	<p>1. 受注者は、設計図書に示す関係法令及び基準等に基づいて設計、施工しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、機械各部の配置にあたっては、注油、点検、修理等が容易なものとするほか、振動、騒音及び危害の防止に留意しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、修繕の施工にあたって必要とする資格を有する者を従事させ、監督職員から請求があった場合、資格者の名簿を提出しなければならない。</p>	—	項目追加
1-5	第1節 総則 1-1-11 修繕の下請負	<p>1. 受注者は、修繕及び製造契約書第6条(一括委任又は一括下請負の禁止)の規定に基づき、当該修繕の一部を外注する場合、外注する部分の修繕の施工につき、総合的に企画、指導及び調整するものとする。また、外注修繕の受注者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 下請業者が本市の一般競争(指名競争)参加有資格者である場合は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中でないこと。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。</p> <p>(2) 当該修繕の施工能力を有すること。</p>	—	一部追記
1-5	第1節 総則 1-1-12 調査・試験に対する協力	<p>1. 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。また、工期経過後においても同様とする。</p>	—	一部追記
1-5~6	第1節 総則 1-1-13 修繕の一時中止	<p>1. 発注者は、修繕契約書第19条及び製造契約書第15条(契約の変更および中止)の規定に基づき、受注者に対して通知したうえで、必要とする期間、修繕の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。</p> <p>2. 受注者は、前項により施工を一時中止する場合、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得なければならない。また、受注者は修繕の続行に備え修繕現場を適切に保全しなければならない。</p> <p>3. 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合、修繕の中止内容を受注者に通知し、修繕の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。</p>	—	項目追加
1-6	第1節 総則 1-1-14 設計図書の変更	<p>1. 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を受注者に行った修繕の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。</p>	—	一部追記

項	行または項目	改訂	現行	主な説明
1-6	第1節 総則 1-1-15 履行期限変更	<p>1. 修繕契約書第20条(受注者の請求による履行期限の延長)及び製造契約書第16条(受注者の請求による納入期限の延長)の規定に基づく履行期限又は納入期限(以降「履行期限」という。)の変更は、発注者と受注者の協議の前に当該変更が履行期限変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2. 受注者は、修繕契約書第18条及び製造契約書第14条(仕様書等不適合の場合の改造義務)に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、前項に示す事前協議において履行期限変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、修繕契約書第19条及び製造契約書第15条(契約の変更及び中止等)に定める協議開始の日までに履行期限変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、修繕契約書第20条及び製造契約書第16条(受注者の請求による履行期限)に基づき履行期限の延長を求める場合、本条第1項に示す事前協議で履行期限変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、修繕契約書第19条及び製造契約書第15条(契約の変更及び中止等)に定める協議開始の日までに履行期限変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	—	項目追加
1-6~7	第1節 総則 1-1-16 支給材料及び貸与物件	<p>2. 受注者は、支給材料の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。</p> <p>7. 受注者は、支給材料の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。</p>	—	一部追記
1-7	第1節 総則 1-1-17 現場発生品	<p>2. 受注者は、前項以外のものが発生した場合、監督職員に通知し、監督職員が引渡しを指示したものについては、「現場発生品調書」を所定様式により作成し、監督職員の指示する場所で監督職員に引渡さなければならない。ただし、引渡しを指示したもの以外の現場発生品は自らの責任と費用で処分しなければならない。</p>	—	一部追記
1-7	第1節 総則 1-1-18 修繕材料の品質	<p>1. 修繕契約書第13条第1項及び製造契約書第10条第1項(材料の品質および検査等)の規定する、「中等以上」とは、JIS(日本産業規格)、JEM(日本電機工業会規格)、JEC(電気規格調査会標準規格)若しくはJAS(日本農林規格)規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものをいう。</p>	—	一部追記
1-8	第1節 総則 1-1-19 監督職員による検査及び立会	<p>8. 発注者が、特に必要があると認めて、設計図書において見本又は修繕写真等の記録を整備すべきものと指定した修繕材料の調合又は修繕の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は修繕写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。</p>	—	一部追記

項	行または項目	改訂	現行	主な説明
1-8~9	第1節 総則 1-1-20 試運転及び諸試験	<p>1. 試運転及び諸試験の項目は設計図書によるものとし、受注者は、試運転及び諸試験について、事前に試験方案を提出し、監督職員との承諾を得なければならない。</p> <p>2. 受注者は、関係法令に基づく関係官庁の検査が必要な場合は、これを受検するものとし、これに必要な費用は、すべて受注者が負担するものとする。なお、関係官庁の検査により実施した項目は、設計図書による試運転及び諸試験項目を兼ねることができるものとする。</p> <p>3. 受注者は、試運転及び諸試験を行った結果を取りまとめて、監督職員へ提出しなければならない。</p>	-	項目追加
1-9	第1節 総則 1-1-21 修繕完成図書	<p>受注者は、修繕完成時に提出する成果品を修繕完成図書として提出しなければならない。修繕完成図書の内容、部数は設計図書によるものとする。</p>	-	項目追加
1-9	第1節 総則 1-1-22 修繕完成検査	<p>2. 受注者は、「修繕完成通知書」を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。</p> <p>(4) 契約変更を行う必要が生じた修繕は、最終変更契約を発注者と締結していること。</p> <p>(5) 関係官庁の検査を受け、合格していること。</p> <p>3. 発注者は、修繕完成検査に先立って受注者に対して検査日を連絡するものとする。</p> <p>7. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、本市は修繕契約書第25条及び製造契約書第20条(減価採用)の規定に適合するか確認のうえ検査を行い、その結果を受注者に通知するものとする。</p>	<p>1-1-18完成検査(検査職員の行う検査)</p> <p>6. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、本市は修繕契約書第25条及び製造契約書第20条の規定に基づき検査を行い、その結果を受注者に通知するものとする。</p>	一部追記 ・訂正
1-10	第1節 総則 1-1-23 既済部分検査等	<p>1. 受注者は、修繕契約書第30条及び製造契約書第25条(指定部分に対する代金支払等)に規定する「指定部分」の検査を受ける場合には、修繕契約書第23条及び製造契約書第18条(検査)、修繕契約書第26条及び製造契約書第21条(引渡し)の規定を準用するものとする。この場合、「修繕」とあるのは「指定部分に係る修繕」、「検査」とあるのは「指定部分検査」と読み替えるものとする。</p> <p>2. 受注者は、指定部分検査を受ける場合、共通仕様書1-1-22修繕完成検査第2項の各号に掲げる要件をすべて満たしたうえ、「修繕部分完成通知書」を所定様式により作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、検査職員の指示による修補は、共通仕様書1-1-22修繕完成検査 第5~8項の規定に従うものとする。</p> <p>4. 受注者は、修繕工場での検査に当たっては共通仕様書1-1-19監督職員による検査及び立会 第6項を準用するものとする。</p>	<p>1-1-19既済部分検査</p> <p>1. 受注者は、修繕契約書第30条、第32条及び製造契約書第25条、第27条に規定する「出来形部分等」又は「指定部分」について検査を受ける場合には、修繕契約書第25条、第28条及び製造契約書第20条、第23条の規定を準用する。</p> <p>2. 受注者は、1-1-18(完成検査(検査職員の行う検査))の規定に従うものとする。</p>	一部追記 ・訂正

項	行または項目	改訂	現行	主な説明
1-10	第1節 総則 1-1-24 履行報告	<u>受注者は、修繕の履行状況を報告するため「修繕月報」を所定様式により作成し、監督職員に上半月分は当月20日まで、下半月分は翌月5日までに提出しなければならない。</u>	-	項目追加
1-10	第1節 総則 1-1-25 修繕関係者に対する措置請求	<u>発注者は、修繕契約書第16条及び製造契約書第12条(責任者等に対する措置請求)の規定により、責任者が当該修繕の運営・取締り及び修繕目的物の品質・出来形の確保及び履行期限の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</u>	-	項目追加
1-10~11	第1節 総則 1-1-26 諸法令、諸条例の遵守	1. 受注者は、当該修繕に関する法令及び諸法規を遵守し、修繕の円滑な進捗を図るとともに諸法令・諸法規の適用及びその運用は受注者の責任と費用負担において行わなければならない。 なお、主な法令、法規は次に示すとおりである。 <u>(2) 船舶法(明治32年法律第46号)</u> <u>(27) 船舶のトン数の測度に関する法律(昭和55年法律第40号)</u> <u>(33) 船舶構造規則(平成10年運輸省令第16号)</u> <u>(34) 船舶機関規則(昭和59年運輸省令第28号)</u> 2. 受注者は、諸法令、諸条例を遵守するものとし、これらに抵触した場合の責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。 3. 受注者は、当該修繕の計画、図面、仕様書及び契約そのものが本条第1項の諸法令、諸条例に照らし不適当であり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。	-	一部追記
1-12	第1節 総則 1-1-28 施工時期及び施工時間の変更	1. 受注者は、特記仕様書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合、あらかじめ監督職員と協議しなければならない。 2. 受注者は、本市の休日又は夜間に本市施設内で作業を行う場合、事前に監督職員と協議しなければならない。	1-1-12作業時間 受注者は、修繕実施の都合上、監督職員の通常の勤務時間外、又は休日に作業を行う必要がある場合は、事前に監督職員と協議しなければならない。	一部追記
1-12	第1節 総則 1-1-29 提出書類	2. 修繕及び製造契約書第1条第7項(総則)の規定による書面は、契約図書の定め、発注者、又は監督職員の指示等がある場合を除き、所定様式の「打合せ簿」によるものとする。 3. 受注者は、修繕の施工に必要な関係書類(「打合せ簿」及びその他会議・打合せ等の議事録の速やかな作成を含む。)を常に整備し、監督職員の指示するものについてはその期日までに提出しなければならない。 4. 受注者が、監督職員又は発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、監督職員又は発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。 5. 受注者は、書類の提出、又は提示を監督職員が請求した場合、これに従わなければならない。また、提出等書類(監督職員からの返還書類を含む。)は一括して保管しておくものとする。	-	一部追記

項	行または項目	改訂	現行	主な説明
1-13	第1節 総則 1-1-30 特許権等	<p>1. 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示がなく、その使用に関する費用負担を修繕及び製造契約書第8条(特許権等の使用)に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。</p> <p>3. 発注者が引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p>	—	項目追加
1-13	第1節 総則 1-1-33 臨機の措置	<p>1. 受注者は災害防止等のため必要があると認められるときは、緊急やむを得ない場合を除き、事前に監督職員に意見を求めた上で臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に通知しなければならない。</p> <p>2. 監督職員は、天災等に伴い、修繕目的物の品質・出来形の確保及び履行期限の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。</p>	—	項目追加
1-13	第1節 総則 1-1-34 修繕契約代金等の請求	<p>受注者は、修繕契約書第28条第1項及び製造契約書第23条第1項(契約代金の支払い)、修繕契約書第30条及び製造契約書第25条(指定部分に対する代金支払等)の当該契約代金の支払いを請求するときは、「請求書」を所定様式により作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>	—	項目追加
1-14	第2節 施工管理 1-2-1 適用	<p>1. 受注者は、施工計画書に従って施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう施工管理を行わなければならない。</p> <p>2. 受注者は、契約図書に適合するよう修繕を施工するために、受注者の責任において、施工管理の体制を確立するものとする。</p>	—	項目追加
1-14	第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	<p>3. 受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p>	—	一部追記
1-14	第2節 施工管理 1-2-3 責任者	<p>4. 船舶の修繕において、修繕契約書第10条(主任技術者)における主任技術者を監督職員へ通知することは不要とする。</p>	—	一部追記
1-15	第2節 施工管理 1-2-5 品質、出来形管理	<p>3. 受注者は、品質、出来形管理を設計図書に基づき実施し、その結果を速やかにとりまとめ監督職員に提出しなければならない。なお、基準値又は許容範囲のあるものは、これを併記する。</p>	—	一部追記

項	行または項目	改訂	現行	主な説明
1-17	第2節 施工管理 1-2-7 環境保全	<p>1. 受注者は、環境保全のため、関係法令及び条例を遵守し、修繕の施工により発生する恐れのある騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の防止対策を施工計画時及び修繕実施段階の各々で検討・実施しなければならない。</p> <p><u>2. 受注者は、修繕施工中に環境が阻害される恐れが生じ又は発生した場合、ただちに応急措置を講じ、監督職員に通知しなければならない。</u>また、受注者は、必要な環境保全対策を立て監督職員の承諾を得て、又は監督職員の指示に基づき環境の保全に努めなければならない。</p> <p>3. 受注者は、修繕により発生した廃油、ビルジおよびその他の廃棄物の処理について「廃棄物の処理および清掃に関する法律」、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」等の諸法令に基づき適正に処分するとともに、処分後は<u>電子マニフェスト</u>、又は産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)等により適正な処分が確認できる書類の写しを提出すること。</p>	<p>1-1-14施工管理 7. (1) 受注者は、環境保全のため、関係法令及び条例を遵守し、修繕の施工により環境汚染が発生する恐れのある場合は、防止対策を施工計画時及び修繕実施段階の各々で検討・実施すること。なお、それについては事前に監督職員の指示又は承諾を得るものとする。</p> <p>1-1-10現場発生品 2. 受注者において産業廃棄物として処分する場合は、「廃棄物の処分及び清掃に関する法律」等の関係法令に従い適切に処理した後、次の書類を提出すること。 (1)スクラップ(金物くず)等は、引取証明書 (2)収集運搬業者、処理業者の許可書の写し (3)廃棄物管理表(マニフェスト)の写し</p>	一部追記
1-18	第3節 安全管理 1-3-1 適用	<p><u>3. 受注者は、修繕用資機材の運搬路として公衆に供する道路を使用する場合、関係法令に基づき安全対策を講じなければならない。特に、路面を汚損することや、第三者に損害を与えることのないよう積載物の落下等の防止に努めなければならない。</u></p> <p><u>6. 受注者は、修繕中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関連法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</u></p> <p><u>7. 受注者は、足場の施工に当たり、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱(厚生労働省 平成27年5月)」及び「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 平成21年4月)」によるものとし、足場の組立、解体、変更作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを使用するよう努めなければならない。</u></p>	-	一部追記
1-20	第4節 材料及び施工上の注意 1-4-1 材料	<p>2. 受注者が修繕において使用する主要な材料及び製作品は、監督職員の承諾を得なければならない。<u>(「使用材料承諾願」又は「承諾願」の所定様式等による。)</u></p>	<p>2. 受注者が修繕において使用する主要な材料及び製作品は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	一部追記
1-22~23	第4節 材料及び施工上の注意 1-4-6 承諾図・承諾書の提出	<p>1. <u>地方運輸局等が検査を行う船舶(作業船等、総トン数20トン以上)</u></p> <p>2. <u>日本小型船舶検査機構が検査を行う船舶(渡船・調査船等、総トン数20トン未満)</u></p> <p>3. 上記以外の船舶(特殊作業船等)修繕については、特記仕様書によるものとする。</p>	<p>1. 運輸局等が検査を行う船舶(<u>引船・押船・給水船等</u>)</p> <p>2. 日本小型船舶検査機構が検査を行う船舶(<u>交通船・網取船等</u>)</p> <p>3. 上記以外の船舶(<u>浚渫船・特殊作業船等</u>)修繕については、特記仕様書によるものとする。</p>	一部訂正
1-23	第4節 材料及び施工上の注意 1-4-7 完成図書等の提出	<p>1. 船舶の修繕による完成図書の提出については、共通仕様書1-4-6承諾図・承諾書のうち、該当するものとし、詳細については監督職員の指示による。 <u>(「図1-2(参考)完成図」、「図1-3表題詳細」参考)</u></p>	<p>1. 船舶の修繕による完成図書の提出については、1-4-6承諾図・承諾書のうち、該当するものとし、詳細については監督職員の指示による。</p>	一部追記

項	行または項目	改訂	現行	主な説明
2-2	第1項 船体部 2-1-3 錆打ち(素地調整)	表2-1 錆打ち(素地調整)の種類 施工基準文中:…全 金属面 …	表2-1 錆打ち(素地調整)の種類 施工基準文中:…全 鉄肌 …	訂正
2-2	第1項 船体部 2-1-4 塗装	1. 材料 (3) 船底塗料については有機錫化合物 及びシプトリン を含有しない製品を使用しなければならない。	1. 材料 (3) 船底塗料については有機錫化合物を含有しない製品を使用しなければならない。	一部追記
2-3	第1項 船体部 2-1-4 塗装	3. 塗膜厚管理 (5) 塗装膜厚の測定器は電磁膜厚計 等 とする。	3. 塗膜厚管理 (5) 塗装膜厚の測定器は電磁膜厚計とする。	一部追記
2-7	第1項 船体部 2-1-10 配管取替え	表2-5 配管の種類 加工後の処理:溶融亜鉛めっき(JIS H 8641) 呼び径 20A以下はめっき管又は HDZT49 呼び径 25A以上 HDZT77	表2-5 配管の種類 加工後の処理:溶融亜鉛めっき(JIS H 8641) 呼び径 20A以下はめっき管又は HDZ35 呼び径 25A以上 HDZ55	訂正

項	行または項目	改訂	現行	主な説明
3-1	第1項 船体部 3-1-1 船体構造計画	<u>6. 鋼材は材料検査証明書(ミルシート)を提出する。</u>	—	一部追加
3-1	第1項 船体部 3-1-2 塗装	2. 施工 <u>(7) 引渡し前にタッチアップ塗装を行う。</u>	—	一部追加
3-2	第1項 船体部 3-1-3 諸管装置	2. 管材はJISの標準品を使用するものとし、溶融亜鉛めっきについてはJIS H 8641 <u>HDZT77</u> 以上とする。ただし、各種機器及び装置に付属の配管については機器製造所標準とする。	2. 管材はJISの標準品を使用するものとし、溶融亜鉛めっきについてはJIS H 8641 <u>HDZ55</u> 以上とする。ただし、各種機器及び装置に付属の配管については機器製造所標準とする。	訂正
3-2	第1項 船体部 3-1-3 諸管装置	<u>4. 配管はフランジ等にて、分解して、ハッチより出し入れできる大きさにすること。甲板のフラッシュハッチに設ける排水は、左右に設け、勾配に注意する。発電機間の管係は、閉塞までの期間を長くするため、65A以上とする。予備用のシーチェストと海水冷却配管を設ける。できるだけ、常用配管と共有しないようにする。</u>	—	一部追加
3-2	第1項 船体部 3-1-4 船体防食陽極板	3-1-4 船体防食陽極板 1. 防食陽極板は、船舶用として製作されたものとし、 <u>耐用年数を2年として計算する。</u>	3-1-4 船体防食 <u>アルミニウム</u> 陽極板 1. 防食 <u>アルミニウム</u> 陽極板は、船舶用として製作されたものとし、 <u>形状寸法については特記仕様書による。</u>	訂正
3-4	第1項 船体部 <u>3-1-7 タイヤ防舷材</u>	<u>タイヤ防舷材は多少の寸法違いは許容する。タイヤは4箇所チェーン用の穴と真下に水抜き穴を設ける。</u>	—	一部追加
3-4	第1項 船体部 3-1-8 溶融亜鉛めっき	暴露部における諸管・ビルジ管・木部に接する金具・手摺及びリングプレート類の艀装品は、全て溶融亜鉛めっきを施すこと。溶融亜鉛めっきについてはJIS H 8641 <u>HDZT77</u> 以上とする。ただし、ステンレス製品及び油関係の諸管は除くものとする。	暴露部における諸管・ビルジ管・木部に接する金具・手摺及びリングプレート類の艀装品は、全て溶融亜鉛めっきを施すこと。溶融亜鉛めっきについてはJIS H 8641 <u>HDZ55</u> 以上とする。ただし、ステンレス製品及び油関係の諸管は除くものとする。	訂正
3-4	第1項 船体部 3-1-9 船体属具及び備品	2. 属具及び備品については格納箱に収納のうえ、積込みまでを含むものとする。 <u>また、格納箱には目録を設ける。</u> <u>3. すべての窓にはカーテンを設ける。</u>	2. 属具及び備品については格納箱に収納のうえ、積込みまでを含むものとする。	一部追加
3-5	第2項 機関部 3-2-1 工場試運転	1. 各種機器及び装置についての工場試運転は、 <u>事前に試験方案を提出し、監督職員の承諾を得たうえで行う。主機関、発電機関の陸上試験については関係法令及び社内規定に基づき各製造工場において行う。</u>	1. 各種機器及び装置についての工場試運転は、 <u>別途承認及び承諾された諸試験法案により実施すること。</u>	訂正

項	行または項目	改訂	現行	主な説明
3-5	第2項 機関部 3-2-2 機関艙装	3. 推進器や舵を保護するように、スケグ等をもうけること。 4. 二軸二舵の場合は、推進軸の抜き取り作業を考慮し、推進軸と舵軸をずらすこと。	—	一部追加
3-5	第2項 機関部 3-2-4 予備品・用具及び装備品	各予備品・用具及び装備品は、防錆処置等を施し目録と共に格納箱に収納して置き場所を定めて整理し、小物は箱入りとする。格納箱は金属製又は樹脂製とし、各箱毎に目録を設ける。 4. 交換までの周期期間が特に短いものについて予備品を設ける。	各予備品・用具及び装備品は、防錆処置等を施し目録とともに置き場所を定めて整理し、小物は箱入りとする。	一部追加
3-6	第3項 電気部 3-3-1 電気艙装	7. PCL(パルス制御LSI)を用いる際は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。また、PCLのプログラムを提出すること。 8. 主機が2機ある場合に、蓄電池は左右2群以上設け、左舷機、右舷機、発電機間は、どの蓄電池からでも起動できるようにする。 また、どの蓄電池も、主機付属のオルタネーターで充電できるようにする。又は、発電機間の電力と陸電のどちらを用いても充電盤を用いて、充電できるようにする。	—	一部追加
3-6~7	第3項 電気部 3-3-2 陸電(陸上電力供給)受電	1. 受電箱は三相AC200V用を装備して配電盤を経由して給電するもので、防水壁掛け形で必要な開閉器、表示灯等を組み込んだものを設ける。 2. 陸電受電用の受電ケーブルは十分な容量のキャプタイヤケーブル(30m以上)とし、ケーブルの両端は日電商工株式会社製のプラグ(CF45-04060-P、550V、60A、極数4、メスコンタクト付)とする。また、陸電の給電設備には、コネクタ接続検知回路が設けられており、これを作動させるために、ケーブルの接点Aと接点Dに対応する端子を受電箱側で短絡させる。船側の陸電受電箱の端子はこのケーブルが使用可能なものとする。 3. 受電箱の近くに受電用ケーブルを収納しておくためのフックを設ける。また、受電時に受電用ケーブルを掛けるためのフックを適切な位置に設ける。	—	一部追加
3-8	第4項 役務部 3-4-4 諸試験及び試運転	1. 諸試験及び試運転の内容については、あらかじめ本市と協議のうえ決定し試験要領書を提出すること。(基本は、塗装前溶接検査、内装前塗装膜厚検査、浸水前外板塗装膜厚検査、進水前防食陽極導通検査、内試、公試、運転説明を行う。)	1. 諸試験及び試運転の内容については、あらかじめ本市と協議のうえ決定すること。	一部追加
3-9	第4項 役務部 3-4-6 回航及び引渡し	1. 回航にあたっては、本市監督職員と検査職員立会による回航前検査を受けること。 3. 製造船の引渡し回航日時は、あらかじめ本市監督職員と調整を行い決定し回航計画書を提出すること。 4. 回航した船舶は、引渡しを行うまでの間、本市定係場に係留することができる。ただし、受注者の責任で管理すること。 5. 完成検査の合格後に引渡し書の提出を以って引渡しの完了とする。本市への引渡しの完了が確認されるまでの間に何らかの問題等が発生した場合は、受注者の責任において問題解決にあたること。	2. 製造船の引渡し回航日時は、あらかじめ本市監督職員と調整を行い決定すること。 3. 本市への引渡しの完了が確認されるまでの間に何らかの問題等が発生した場合は、受注者の責任において問題解決にあたること。	一部追加

項	行または項目	改訂	現行	主な説明
—	修繕請負契約書 製造請負契約書	修繕請負契約書(検査)第23条第2・3項 製造請負契約書(検査)第18条第2・3項の各条文中に追記 <u>検査職員が認めた場合、受注者の検査立会いがこの限りではない。</u>	記載なし	約款等改正
—	修繕請負契約書 製造請負契約書	修繕請負契約書(不当な取引制限等に係る損害賠償金)第33条第1項 製造請負契約書(不当な取引制限等に係る損害賠償金)第28条第1項 (1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等(独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(同法第7条の9第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。)をいう。以下同じ。)を受け、これらが確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。))。	修繕請負契約書(不当な取引制限等に係る損害賠償金)第33条第1項 製造請負契約書(不当な取引制限等に係る損害賠償金)第28条第1項 (1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等(独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(同法第7条の2第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。)をいう。以下同じ。)を受け、これらが確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。))。	”
—	修繕請負契約書	<u>(情報通信の技術を利用する方法)第42条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u> (補足)第43条…	(補足)第42条…	”
—	製造請負契約書	<u>(情報通信の技術を利用する方法)第36条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u> (補足)第37条…	(補足)第36条…	”
—	修繕請負契約書 製造請負契約書	暴力団等の排除に関する特記仕様書 2 誓約書の提出について 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。	暴力団等の排除に関する特記仕様書 2 誓約書の提出について 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない <u>ことをそれぞれが表明した</u> 誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。	約款等改正
—	修繕請負契約書 製造請負契約書	特記仕様書【コンプライアンス通報】 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大阪港湾局 <u>企画部業務改革課</u> (連絡先:06-6615-7727)に報告しなければならない。	特記仕様書【コンプライアンス通報】 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大阪港湾局 <u>総務部総務課</u> (連絡先:06-6615-7728)に報告しなければならない。	組織改正

項	行または項目	改訂	現行	主な説明
—	修繕請負契約書 (添付)前払い金に 関する特約条項	<p>前払金に関する特約条項 (前払金の支払いがあった場合の解除に伴う措置)第6条 発注者は、この契約が解除された場合において、特約条項第1条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第30条の規定による指定部分に対する代金の支払いをしているときは、その支払いにおいて償却した前払金の額を控除した額)を第38条第1項の発注者が認定する代金の額から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第34条、第35条の2又は第35条の3の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第36条又は第37条の規定による解除にあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p>	<p>前払金に関する特約条項 (前払金の支払いがあった場合の解除に伴う措置)第6条 発注者は、この契約が解除された場合において、特約条項第1条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第25条の規定による指定部分に対する代金の支払いをしているときは、その支払いにおいて償却した前払金の額を控除した額)を第33条第1項の発注者が認定する代金の額から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第29条、第30条の2又は第30条の3の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第31条又は第32条の規定による解除にあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p>	改正

項	行または項目	改訂	現行	主な説明
—	1 着手前の提出書類	様式1-6「受注者に所属することを証する書面」届出書(当初・変更) 枠下注意文 貼付書面として、 <u>監理技術者資格者証、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届(年金事務所が受け付けたこと分かるもの)、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、市町村が作成する住民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)のいずれかの写し(代表者を配置予定責任者とする場合を除く。)</u>	様式1-6「受注者に所属することを証する書面」届出書(当初・変更) 枠下注意文 貼付書面として、 <u>資格者証または、健康保険被保険者証、雇用保険被保険者通知書、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等に記載された所属受注者名及び交付日により雇用関係が確認できるものの写し。</u>	改訂
—	〃	様式1-7下請負契約通知書 様式1-8下請負契約変更通知書 文章内「 <u>下請業者</u> 」	様式1-7下請負契約通知書 様式1-8下請負契約変更通知書 文章内「 <u>下請負人</u> 」「 <u>下請負者</u> 」	改訂
—	〃	<u>様式1-9誓約書</u>	(様式なし)	追加
—	2 施工前の提出書類	様式2-1打合せ簿 <u>様式</u> 及び <u>決裁欄</u> の変更。	様式2-1打合せ書	改訂
—	〃	様式2-1打合せ書 上記の <u>内容</u> を承諾します。	様式2-3承諾願 上記の「 <u>図面・機器・内容</u> 」を承諾します。	改訂
—	3 施工時の提出書類	様式3-4支給材料「 <u>受領・返還・精算</u> 」書 下記の物品を <u>受領・返還・精算</u> しました。 <u>年月日</u>	様式3-4支給材料 <u>受領・返納</u> 書 下記の物品を <u>受領・返納</u> しました。 <u>受領・返納年月日</u>	改訂
—	4 完成時の提出書類	<u>同右を削除</u>	<u>様式4-3部分払(第 回中間)検査願</u>	削除
—	〃	<u>様式4-3修繕出来高明細書(部分完成)</u>	<u>様式4-4修繕出来高明細書(第 回中間)</u>	改訂
—	〃	<u>部分完成図面</u>	<u>中間金出来高図面</u>	改訂
—	(参考)その他修繕書類・資料	(参考)その他修繕資料 表5-2 標準塗装仕様-A・表5-3 標準塗装仕様-B 両表欄外 <u>※下地処理</u> <u>①:サンドブラスト又はショットブラストによる1種ケレンとする。</u> <u>②:スケーリングマシン等による2種ケレンとする。</u>	(参考)その他修繕資料 表5-2 標準塗装仕様-A・表5-3 標準塗装仕様-B <u>下地処理記載なし</u>	追記

項	行または項目	改訂	現行	主な説明
—	(参考)その他修繕書類・資料	(参考)その他修繕資料 表5-7 予備品表 電球(直管形) 常用数の1/2 電球(環形) 常用数の1/2 ※数量について、常用数に対する率で1未満となる場合は、最低1個とする。 電球について、一体型LED照明の場合は不要とする。	(参考)その他修繕資料 表5-7 予備品表 蛍光電球(直管形) 常用数の1/2 蛍光電球(環形) 常用数の1/2	改訂・追記
—	(参考)監督職員からの通知等様式	(様式 I-1~9追加)	—	項目追加